

報告第7号

専決処分の報告について（損害賠償の額の決定）

地方自治法第180条第1項の規定により、議会において指定されている事項について別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和7年9月1日提出

我孫子市長 星 野 順一郎

報告理由

損害賠償の額の決定について専決処分したので、報告するものです。

損害賠償の額の決定について

番号	賠償金額	賠償の理由	専決処分日
			過失割合
1	538,150 円	令和 7 年 5 月 1 日正午頃、職員が我孫子市古戸 6 9 6 番地我孫子市民体育館駐車場において、駐車するために公用車を後進させようとしたところ、ギアが切り替わっていないことに気付かずに前進させてしまい、前方に駐車中の賠償相手方の乗用車に衝突し、当該乗用車の左側フロントバンパー、ヘッドライト等を損傷させるとともに、当該衝突により、当該乗用車が押し出されたことで、当該乗用車の後方に設置されていたポールに当該乗用車が接触してしまい、当該乗用車の右側リアバンパー、テールライト等を損傷させた。	令和 7 年 7 月 2 9 日
			市 100% 相手方 0%
2	57,000 円	令和 6 年 1 2 月 9 日午後 3 時 4 0 分頃、我孫子市我孫子 1 0 3 7 番地先国道 6 号において、警防調査中の消防職員が消防自動車を側道へ進入させたところ、当該消防自動車の右側面が、賠償相手方が当該側道入口に設置した道路標識と接触し、当該道路標識を損傷させた。	令和 7 年 8 月 4 日
			市 100% 相手方 0%

3	20,000 円	<p>令和7年7月1日午前10時30分頃、職員が我孫子市本町2丁目1番1号JR我孫子駅敷地内において、駐車するために賠償相手方のレンタカーを後進させたところ、右後方に設置されたフェンスに当該レンタカーの右側後部バンパーが接触し、当該バンパーを損傷させたことにより、賠償相手方に当該自動車を使用することができない期間を生じさせた。</p>	令和7年8月12日
			<p>市 100% 相手方 0%</p>